

電気事業法

使用前安全管理審査の手引き

燃料電池・水力・風力・太陽電池・送変電・蓄電所

2026年4月

<お問合せ先>

ins_backoffice@sompo-rc.co.jp

03-3349-5960

SOMPOリスクマネジメント株式会社
インスペクション部 発電審査グループ

Sompo Risk Management Inc.

目 次

1.	用語説明	1
2.	制度の概要	2
	関係法令	3
	関係法令体系	4
	使用前自主検査の対象	5
	使用前安全管理審査の受審時期	5
3.	受審から評定までの手順	6
	審査のお申込みから終了までの流れ ～概略図～	
	< 実地審査の場合 >	6
	< オンライン審査の場合 >	7
	1. 審査のお申込み	8
	2. ご申請書の提出（印刷物 又は 電子データ）	9
	3. 審査日の決定	9
	4. 実地審査／オンライン審査	10
	5. 審査結果の通知及び請求書の送付	10
	6. 評定通知	10

様式等

別紙 1	使用前安全管理審査申請書
別紙 2	使用前安全管理審査申請書（記入例）
別紙 3	使用前安全管理審査申請書の記載要領
別紙 4	委任状
別紙 5	担当連絡表
別紙 6	担当連絡表（記入例）
別紙 7	オンライン審査実施に関する確認書（記入例）
別紙 8	電気事業法施行規則第73条の6第3号又は第94条の5第1項第4号 に規定する組織に係る審査基準（添付資料1—1）

【使用前・定期安全管理審査実施要領より抜粋】

目 次

1.	用語説明	1
2.	制度の概要	2
	関係法令	3
	関係法令体系	4
	使用前自主検査の対象	5
	使用前安全管理審査の受審時期	5
3.	受審から評定までの手順	6
	審査のお申込みから終了までの流れ ～概略図～	
	< 実地審査の場合 >	6
	< オンライン審査の場合 >	7
	1. 審査のお申込み	8
	2. ご申請書の提出（印刷物 又は 電子データ）	9
	3. 審査日の決定	9
	4. 実地審査／オンライン審査	10
	5. 審査結果の通知及び請求書の送付	10
	6. 評定通知	10

様式等

別紙 1	使用前安全管理審査申請書
別紙 2	使用前安全管理審査申請書（記入例）
別紙 3	使用前安全管理審査申請書の記載要領
別紙 4	委任状
別紙 5	担当連絡表
別紙 6	担当連絡表（記入例）
別紙 7	オンライン審査実施に関する確認書（記入例）
別紙 8	電気事業法施行規則第73条の6第3号又は第94条の5第1項第4号 に規定する組織に係る審査基準（添付資料1-1）

【使用前・定期安全管理審査実施要領より抜粋】

1.用語説明

<使用前自主検査>

工事計画届出書又は工事計画変更届出書を国へ提出し、該当する電気工作物の設置・変更を行った設置者に義務付けられる法定検査

<使用前安全管理審査>

「使用前自主検査」の記録に対して第三者(登録安全管理審査機関)が行う審査

<登録安全管理審査機関>

経済産業省の登録を受け、安全管理審査を実施する組織

<評定結果>

登録安全管理審査機関からの審査結果通知書の内容を国（産業保安監督部）が評定し、設置者に通知される結果

<制度概略図>

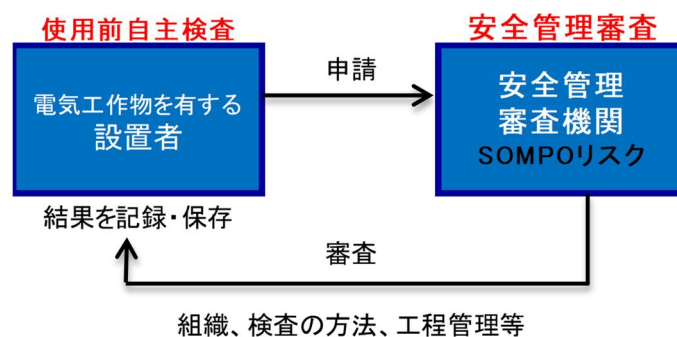


2.制度の概要

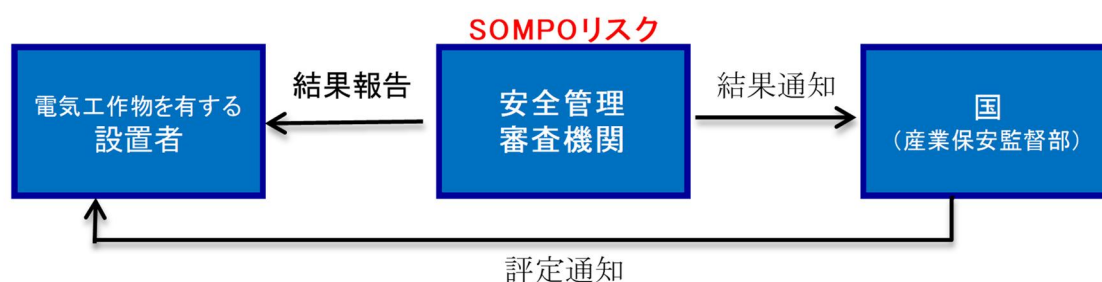
電気事業法では、第48条第1項による届出（工事計画の届出）を行なった第51条第1項で定める事業用電気工作物の設置又は変更を行うものは、使用開始前に、使用前自主検査を行い、その結果を記録・保存することが義務付けられています。

また、その使用前自主検査の実施に係る組織、検査方法、工程管理等について、登録安全管理審査機関による使用前安全管理審査を受審することが併せて義務付けられています。

弊社は、経済産業大臣の登録を受けた登録安全管理審査機関として、工事計画の届出を行った電気工作物について実施された使用前自主検査に対する安全管理審査を実施致します。



登録安全管理審査機関が行った審査の結果は、最終的に国（産業保安監督部）が評定し、評定結果が後日、設置者に通知されます。



関係法令

使用前安全管理審査制度は、次に示す関係法令等の最新版を基に行われ、設置者が構築した自主検査体制が技術基準への適合確認を的確に実施できる体制であるかを審査する制度です。

関係法令
電気事業法
電気事業法施行令
電気事業法施行規則
電気設備に関する技術基準を定める省令
電気設備の技術基準の解釈
使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈

※これ以外に各電気工作物に対する技術基準の解釈等が含まれます

関係法令体系

使用前自主検査、使用前安全管理審査に係る法体系の概要は以下の通りです。

◆使用前自主検査

	電気事業法	電気事業法 施行規則	解釈・内規
検査対象範囲	第51条第1項 及び第2項	第73条の2の2	
検査の時期		第73条の3	
検査の方法		第73条の4	使用前自主検査 及び使用前自己 確認の方法の 解釈
記録の保存		第73条の5	

◆使用前安全管理審査

	電気事業法	電気事業法 施行規則	解釈・内規
受審義務 (審査の時期)	第51条第3項	第73条の6	使用前・定期 安全管理審査 実施要領
受審義務 (申請)		第73条の7	
審査項目 (組織・方法・工程等)	第51条第4項	第73条の8	
結果・評定	第51条第5項 (審査結果の通知)	第73条の9	
	第51条第6項 (国による評定)		
	第51条第7項 (評定結果の通知)		

使用前自主検査の対象

電気事業法施行規則の別表第2に掲げる各項目について、電気事業法第48条第1項に基づき国へ工事計画を届け出た工事には、使用前自主検査の実施が必要です。(電気事業法施行規則第73条の2の2を除きます※1)

検査の対象
電気事業法第48条第1項※2による届出を行なった電気工作物※3の設置又は変更の工事を行うもの

※1 使用前安全管理検査：除外する電気工作物等

※2 工事計画届出書

※3 電気事業法施行規則第65条第1号：別表第2

使用前安全管理審査の受審時期

設置者は、使用前自主検査実施の都度、使用前安全管理審査を受審する必要がありますが、継続的な検査体制を構築することにより、3年間のインセンティブ期間を取得することができます。

使用前自主検査を実施する組織区分 (省令第73条の6)	受審時期
1号組織	3年3ヵ月を超えない時期(※1)
2号組織(※2)	継続的な検査体制を維持することが困難となった時期
3号組織	使用前自主検査を行う時期

※1 前回、設置者が国から評価結果通知を受けた日を起点とします

※2 1号組織として取得した3年間のインセンティブ期間を解消します

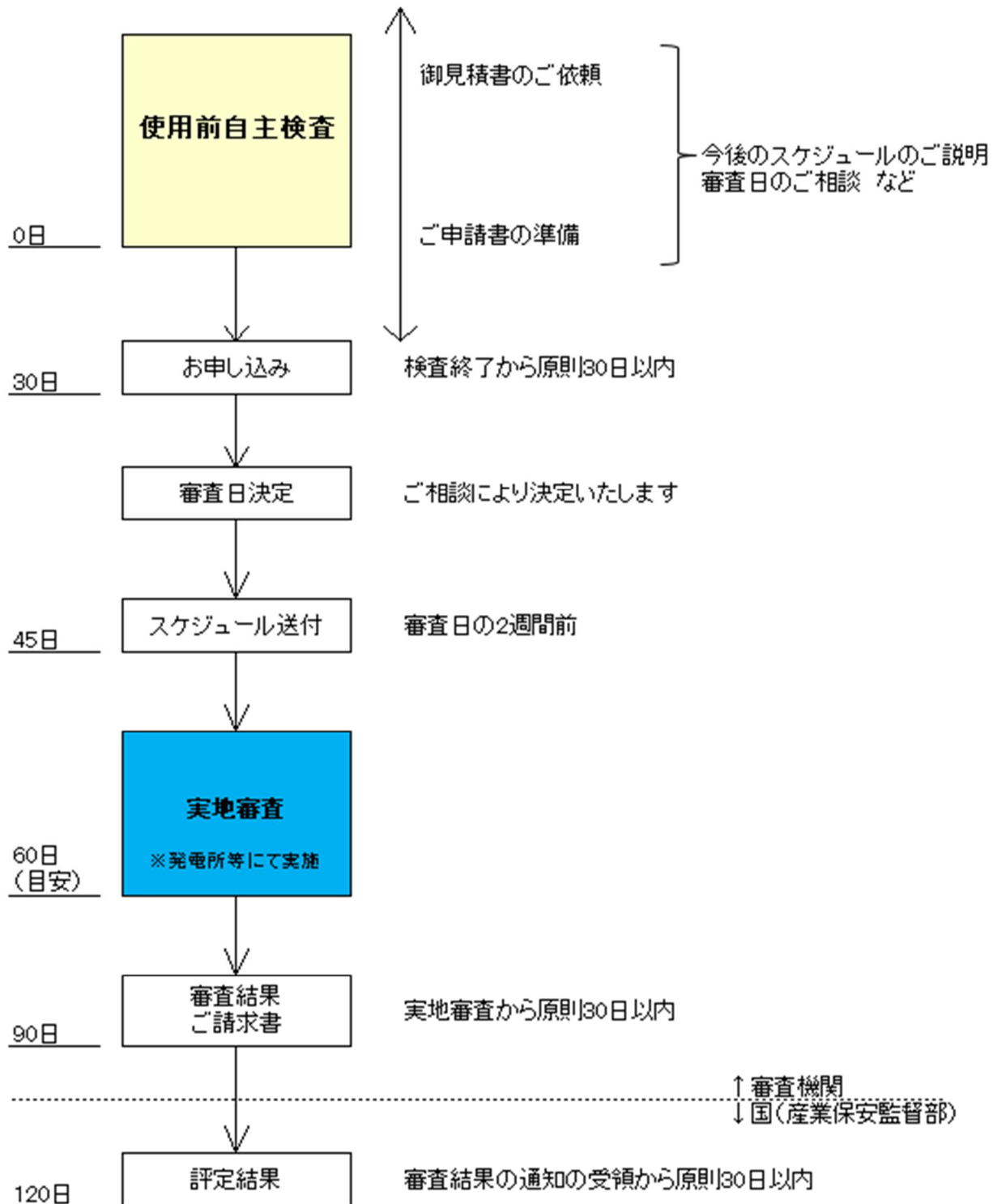
以下に、使用前安全管理審査について、ご申請から評価通知受領までの手続き等についてご説明します。

3.受審から評定までの手順

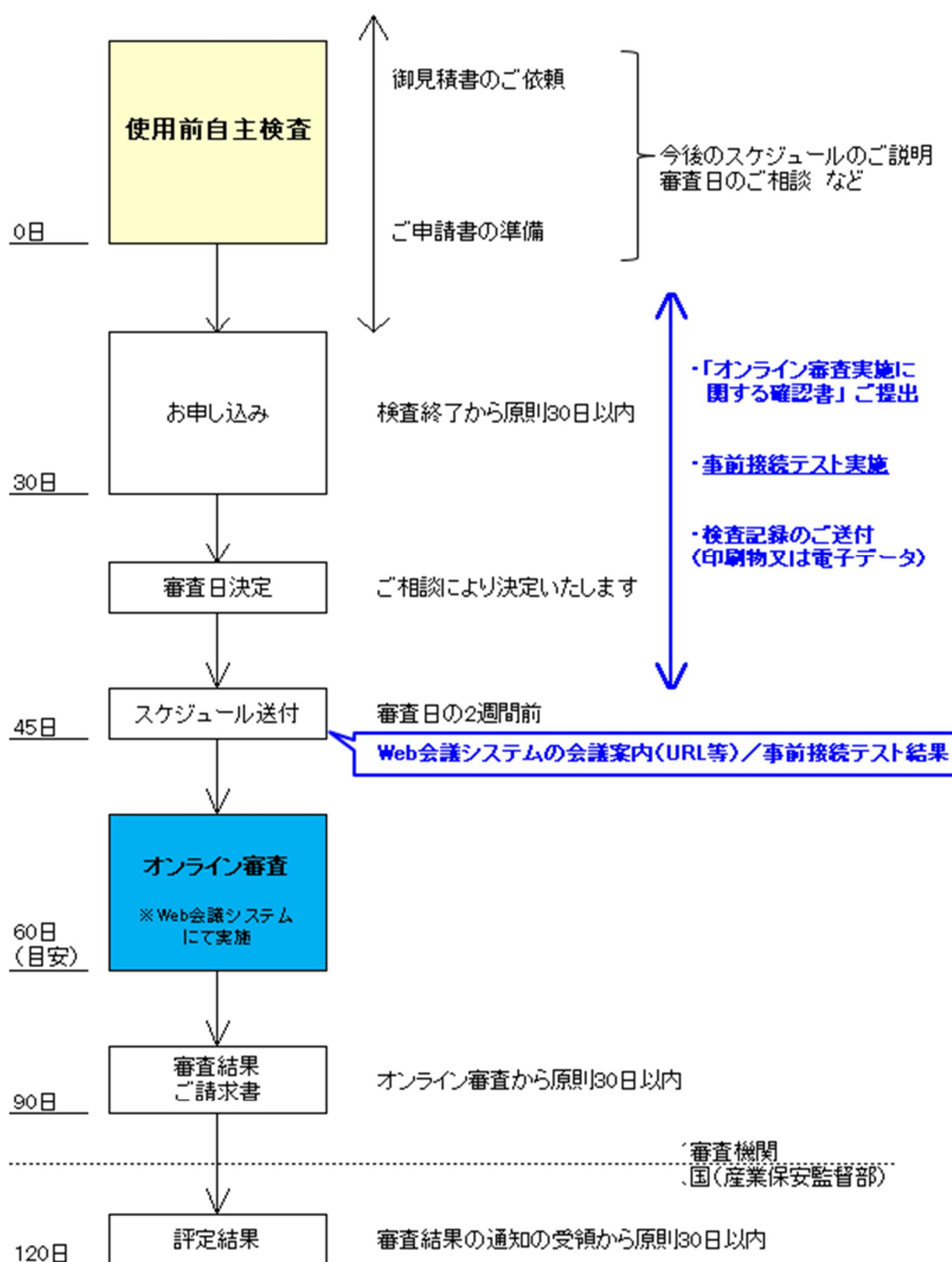
審査のお申込みから終了までの流れ ～概略図～

< 実地審査の場合 >

※3号組織の例



<オンライン審査の場合>



「オンライン審査実施に関する確認書」・事前接続テスト・検査記録送付のご進捗状況により審査までに要する日数が前後する可能性があります。予めご了承ください。

1. 審査のお申込み

電話、FAX、eメールでのお申し込みを受け付けております。

対象となる電気工作物の基数、使用前自主検査の実施期間等についてヒアリングさせていただきます。

その内容をもとに弊社より御見積書を送付させていただきます。

<ヒアリングさせて頂く主な内容>

■対象電気工作物の概要	需要設備 受電電圧〇〇ボルト 取水設備 △基 〇〇kW 風力機関 △基 〇〇kW 太陽電池 〇〇kW 電線路 〇〇ボルト 蓄電所 〇〇kW / 〇〇kWh
■使用前自主検査の実施期間	××年△△月●●日 ~ ◎◎年〇〇月▲▲日
■オンライン審査希望	希望あり (交通費はかかりません) 希望なし (交通手段を教えてください)
■御見積書の宛名	〇〇株式会社 〇〇事業所 (設置者以外でも問題ございません)

※御見積書のご依頼、ご質問等お気軽にお問い合わせください

<ご連絡先>

SOMPOリスクマネジメント株式会社
インスペクション部 発電審査グループ

TEL: 03-3349-5960 9:00~17:00 ※11:45~12:45 除く

FAX: 03-3349-5975

Eメール: ins_backoffice@sompo-rc.co.jp

2. ご申請書の提出（印刷物 又は 電子データ）

「使用前安全管理審査申請書」等の申請書類をご提出頂きます。

※印刷した紙媒体、又は電子データにて受付をさせていただきます。

運転開始日または使用前自主検査終了日から30日以内にご申請をお願いします。

◆ご申請に必要な書類

	紙媒体での申請	電子申請	
① 申請書	原本 1部	○	代表権を持った方の押印をお願いします。 ご希望により、ご記入後に事前にチェックさせていただきます。（押印省略も可能です） <u>※電子申請の場合には、申請書を当社にてプリントアウトしたものを原本としてお取り扱いいたします。</u>
② 委任状	初回のみ 原本1部	○	2回目以降は写しで結構です。代表権を持った方がご申請の場合は不要です。 <u>※電子申請の場合には、委任状を当社にてプリントアウトしたものを原本としてお取り扱いいたします。</u>
③ 使用前自主検査要領書	写し2部	○	紙媒体にてご送付の場合には、審査員2名で審査を行うため2部送付のご協力をお願いしております。
④ 工事計画届出書	写し2部	○	
⑤ 担当連絡表	写し1部	○	

3. 審査日の決定

ご希望日を優先させていただき、ご相談の上、決定いたします。

審査の詳細スケジュールは審査日の2週間前にメールにて送付致します。

※オンライン審査の場合には、実地審査前に事前接続テストの実施が必要となります。

事前接続テスト日は別途お知らせいたします。

4. 実地審査／オンライン審査

審査の流れの概要は以下の通りです。また、2名の審査員で審査を行います。なお、対象が多い場合には、事前に審査日数を協議させていただきます。

オープニングミーティング（初回会議）	審査内容・スケジュールについて審査員よりご説明いたします。
審査実施	検査の実施体制や実施状況のヒアリング、また必要に応じて検査記録の保管場所の現場確認を実施致します。 (オンライン審査の場合、現場確認はありません)
チーム会議（審査結果のまとめ）	審査結果のまとめを行います。(審査チームのみ)
クロージングミーティング（最終会議）	当日の審査結果や今後のスケジュールについて審査員からご説明いたします。

5. 審査結果の通知 及び 請求書の送付

審査終了日から原則30日以内に国（産業保安監督部）に結果を報告します。（保安ネット）
これと同時に、貴社へ以下の書類を発送致します。

- ・使用前安全管理審査の審査の結果について（貴社宛）
- ・使用前安全管理審査結果の通知について（国宛に報告した審査報告書の写し）
- ・請求書（翌月末払い）

※請求書は担当連絡表でご希望いただいた宛名／送付先にお送り致します

6. 評定通知

弊社から提出した審査結果は、国（産業保安監督部）の評定を経て、原則30日以内に設置者（申請者）へ結果が通知されます。（同時に弊社にも評定結果が通知されます。）

この評定結果通知書の受領をもちまして安全管理審査の終了となります。

使用前安全管理審査申請書

申請番号：

申請年月日： 年 月 日

SOMPOリスクマネジメント株式会社

代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)



電気事業法第51条第3項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称	(名称) (住所)
使用前自主検査の協力事業者の名称 (複数の場合はすべて記載：別紙添付)	
使用前自主検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所 (複数の場合はすべて記載)	(名称) (住所)
使用前自主検査対象電気工作物の概要 (名称及び能力：別紙添付可)	
施行規則第73条の6各号に掲げる組織の区分	<input type="checkbox"/> 1号に掲げる組織 <input type="checkbox"/> 2号に掲げる組織 <input type="checkbox"/> 3号に掲げる組織
使用前自主検査の実施時期	
オンライン審査の希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(添付資料)

- 使用前自主検査要領書 (2部) 担当連絡表 オンライン審査実施に関する確認書
 工事計画届出書 (2部) 前回評定通知書
 委任状

受付番号：

使用前安全管理審査申請書 (記入例)

貴社での管理番号記入欄
該当がなければ記入不要
です

申請番号： 安管審-使1号

申請年月日：◇◇年 ○月 □日

SOMPOリスクマネジメント株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

検査終了日から
30日以内にご申請ください

代表権をお持ちの方がご申請ください
代理の方がご申請される場合は、
代表権をお持ちの方から委任する方への委任
状を添付してください

住 所 ○○県△△町 111
氏 名 ○○株式会社 □□事業所
所長 △△△ 印

電気事業法第51条第3項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称	○●株式会社 ■●事業所 ○●県△△町 111
使用前自主検査の協力事業者の名称 (複数の場合はすべて記載：別紙添付可)	該当なし 検査の合否判定を実施しない事業者は該当しません
使用前自主検査の実施場所及び当該検査 記録の保管場所 (複数の場合はすべて記載)	○●株式会社 ■●事業所 ○●管理事務所 ○●県△△町 111
使用前自主検査対象電気工作物の概要 (名称及び能力：別紙添付可)	需要設備 受電電圧 ○●万ボルト
施行規則第73条の6各号に掲げる組織 の区分	<input type="checkbox"/> 1号に掲げる組織 インセンティブ(3年)の活用あり <input type="checkbox"/> 2号に掲げる組織 <input checked="" type="checkbox"/> 3号に掲げる組織 インセンティブ(3年)の活用なし
使用前自主検査の実施時期	◇◇年○月□日 ~ ◇◇年○月△日
オンライン審査の希望の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 オンライン審査の希望の有無をご記入ください <input type="checkbox"/> 無

オンライン審査をご希望の場合には
確認書を添付してください

(添付資料)

- 使用前自主検査要領書 (2部)
- 担当連絡表
- オンライン審査実施に関する確認書
- 工事計画届出書 (2部)
- 前回評定通知書
- 委任状

使用前安全管理審査申請書の記載要領

(1) 申請番号

管理されている文書管理番号等がある場合に記入してください。
ない場合には、記入不要です。

(2) 申請年月日

申請年月日を記載して下さい。 検査終了日から1か月以内にご申請をお願いしております。

記載例 → ○○○○年○○月○○日

(3) 住所・氏名

今回の申請に関する代表者として対外的な契約権限のある方または電気事業法第51条第3項の審査（使用前安全管理審査）の受審についてその権限を委任された方の住所、郵便番号、氏名について署名又は記名・押印をお願いします。

記載例 → 住所 〒123-4567 ○○県○○市○○町8-9-10

→ 氏名 △△株式会社 △△事業所 所長 △△ △△ 印

(4) 審査を受けようとする組織の名称

電気事業法第51条第4項の「使用前自主検査の実施に係る組織」に該当する組織の名称および当該組織の所在地（住所）を記載して下さい。

記載例 → (名称) ○○株式会社 △△事業所

(住所) 〒123-4567 ○○県○○市○○町8-9-10

(5) 使用前自主検査の協力事業者の名称

使用前自主検査の一部を委託している場合、名称及び所在地(住所)を記載して下さい。
なお、使用前自主検査における「協力事業者」とは、設置者に代わり検査結果の合否判定を行う事業者をいいます。該当する事業者がない場合は、「該当なし。」と記載して下さい。

記載例 → (名称) □□検査株式会社

(住所) 〒456-7890 □□県□□市□□町1-2-3

(6) 使用前自主検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所

使用前自主検査を実施した場所及び検査記録の保管場所の名称及び所在地(住所)を記載して下さい。

記載例 → (名称) ○○株式会社 △△事業所

(住所) 〒123-4567 ○○県○○市○○町7-8-9

(7) 使用前自主検査対象電気工作物の概要

電気工作物の施設番号、名称及び能力を記載してください。(別紙に添付いただいても結構です)

記載例 → 需要設備 ○○万ボルト
遮断器 ○○万ボルト
取水設備 △基 ○○kW
風力機関 △基 ○○kW
太陽電池 ○○kW
電線路 ○○ボルト
蓄電所 ○○kW

(8) 施行規則第73条の6各号に掲げる組織の区分

受審を希望される組織の区分をチェックして下さい。

(9) 使用前自主検査の実施時期

設備毎に使用前自主検査の実施期間を記載して下さい。

又、検査終了前にご申請頂く場合には計画でも結構です。(計画) とご記載ください。

記載例 →○○年○○月○○日～△△年△△月△△日
→○○年○○月○○日～△△年△△月△△日 (計画)

(10) オンライン審査の希望の有無

オンライン審査をご希望の場合は、「有」にチェックをしてください。

(11) 添付資料

添付される資料をチェックして下さい。

※「前回評定通知書」については、「1号に掲げる組織」「2号に掲げる組織」として申請される場合のみ写しを添付

※オンライン審査を希望の場合には「オンライン審査実施に関する確認書」を添付していただきますようお願いいたします。

委 任 状

私は、〇〇〇株式会社〇〇事業所 所長 △△ △△を代理人と定め、
同工場における下記の権限を委任致します。

記

SOMPOリスクマネジメント株式会社代表取締役社長殿 向する

県市**番地

〇〇〇株式会社 〇〇工場 △△巻電所

における電気事業法に係る安全管理審査に関する一切の件

委任状上記のとおりであります。

〇〇〇〇年〇〇月××日

県市**番地

〇〇〇株式会社

代表取締役社長 △△ △△ (代表者印)

別紙5

担当連絡表

※電子申請の場合には Word 形式での送付にご協力ください

会社	
部署	
役職／氏名	
住所（〒）	
電話番号	
メールアドレス	

※申請書類の受領連絡、審査日のご相談、審査スケジュール送付致します

【国からの評価結果の送付先】

会社	
部署	
役職／氏名	
住所（〒）	
電話番号	
メールアドレス	

※審査結果報告書も上記へ送付致します

【御請求書送付先】※審査結果送付先と同じ場合には記入不要です

請求書の宛名	
住所（〒）	
ご担当者様氏名	
メールアドレス	※電子データでの送付をご希望の場合はこちらもご記入ください

【検査実施体制】

	部署・役職	氏名
主任技術者※1		
検査責任者		

※審査スケジュールに記載致します

※1 火力（ボイラ・タービン主任技術者）、風力（電気主任技術者）をご記入ください
 使用前の場合には、ボイラ・タービン主任技術者及び電気主任技術者をご記入ください

【審査結果通知書及び請求書のご希望送付形式】ご希望の形式に☑をつけてください

<input type="checkbox"/>	紙（郵送）
<input type="checkbox"/>	電子データ（外部オンラインストレージの利用を承諾します）

※請求書を郵送希望の場合には、審査結果通知書も郵送となります。ご了承ください。

担当連絡表 (記入例) ※電子申請の場合には Word 形式での送付にご協力ください

会社	〇〇株式会社 □□工場
部署	〇〇部
役職/氏名	〇〇〇 〇〇 〇〇
住所 (〒)	〒 - 〇〇県△△町 1 1 1
電話番号	〇〇〇-△△△-□□□
メールアドレス	〇〇〇-△△△@□□□.jp

審査に関する問い合わせに対応される方をご記入ください。

※申請書類の受領連絡、審査日のご相談、審査スケジュール送付致します

【国からの評価結果の送付先】

会社	〇〇株式会社 □□工場
部署	〇〇部
役職/氏名	〇〇〇 〇〇 〇〇
住所 (〒)	〒 - 〇〇県△△町 1 1 1
電話番号	〇〇〇-△△△-□□□
メールアドレス	〇〇〇-△△△@□□□.jp

産業保安監督部からの評価結果通知書を受け取る設置者のご担当者様をご記入ください。

※審査結果報告書も上記へ送付致します

【御請求書送付先】 ※審査結果送付先と同じ場合には記入不要です

請求書の宛名	
住所 (〒)	
ご担当者様氏名	
メールアドレス	※電子データでの送付をご希望の場合はこちらもご記入ください

請求書の宛名は、ご申請者様でなくても問題ございません。「審査結果送付先」と異なる場合は必ずご記入ください。

【検査実施体制】

	部署・役職	氏名
主任技術者※1	〇〇・▲▲	△△ △△
検査責任者	□□・××	●● ●●

※審査スケジュールに記載致します

申請時での体制をご記入ください。

※1 火力 (ボイラ・タービン主任技術者)、風力 (電気主任技術者) をご記入ください
使用前の場合には、ボイラ・タービン主任技術者及び電気主任技術者をご記入ください

【審査結果通知書及び請求書のご希望送付形式】

<input type="checkbox"/>	紙 (郵送)
<input type="checkbox"/>	電子データ (外部オンラインストレージの利用を承諾します)

※請求書を郵送希望の場合には、審査結果通知書も郵送となります。ご了承ください。

オンライン審査実施に関する確認書 (記入例)

「使用前・定期安全管理審査を目的としたオンライン審査実施ガイドライン」に基づき、オンライン審査実施に関する以下の確認事項について結果の記載をお願いします。

	オンライン審査実施に関する確認事項	確認結果
①	オンライン審査の受審を希望します。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
②	「使用前・定期安全管理審査を目的としたオンライン審査実施ガイドライン」に基づいてオンライン審査を受審します。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③	オンライン審査の実施に必要な ICT 機器（PC、スマートフォン、タブレット等）と Web 会議システム（例：Zoom、Webex、MS Teams、Google Meet 等）を準備します。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
④	以下の <input type="checkbox"/> にチェックした Web 会議システムを用いてオンライン審査を実施することができます。（複数回答可） <input checked="" type="checkbox"/> Zoom（推奨） <input type="checkbox"/> Webex（推奨） <input type="checkbox"/> MS Teams <input type="checkbox"/> Google Meet <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑤	オンライン審査中に、Web 会議システムへの接続不良、映像・音声途切れ等のトラブルが発生し、オンライン審査が継続できない場合を想定し、③にて準備した ICT 機器/Web 会議システムとは別のバックアップ機器（スマートフォン、携帯電話等）をそれぞれ用意します。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑥	③にて準備した ICT 機器/Web 会議システム、及び⑤にて準備したバックアップ機器で、接続不良、映像・音声途切れ等のトラブルが発生し、審査継続が不可能と判断された場合は、別日程での実地審査又はオンライン審査を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑦	オンライン審査では以下の項目に配慮した環境をそれぞれ準備します。 ・良好な情報通信 ・騒音及び雑音の遮断・抑制（例：会議室、自宅個室） ・審査情報の漏洩及び露呈の防止（例：会議室、自宅個室）	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑧	審査機関は、オンライン審査に関する全ての情報を、使用前・定期安全管理審査のみに使用することとし、目的外の使用をしません。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

⑨	審査機関はオンライン審査に関する全ての情報を、特別に許可された場合を除き、第三者に開示しません。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑩	審査情報の漏洩及び露呈の防止を目的として、オンライン審査で使用するICT機器等にセキュリティソフトをインストール、またはファイアウォール設置等の対策を実施します。(スマートフォン又は携帯電話にて通話機能のみを使用する場合は除く。)	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑪	オンライン審査にて活用する資料は、通常の文書審査及び実地審査と同様に弊社にて管理又は廃棄することを認めます。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑫	オンライン審査時は、双方、許可されていない録音は行いません。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑬	(1) オンライン審査の前に、③にて準備したICT機器とWeb会議システムを用いた事前接続確認を弊社と実施します。 (2) (1)の事前接続確認時に、⑤にて準備したバックアップ機器(スマートフォン、携帯電話等)の事前接続確認も実施します。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑭	オンライン審査の実施に先立ち、審査で必要となる検査記録等を以下の□にチェックした手法で弊社に送ります。(併用可) <input checked="" type="checkbox"/> メールで送付(推奨) <input type="checkbox"/> クラウド上で共有(推奨) <input type="checkbox"/> 印刷物を送付(推奨) 例; 宅配便等で送付 <input type="checkbox"/> オンライン審査時にWeb会議システムで共有 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

上記の項目を確認し、合意します。

合意日 年 月 日
 会社名 株式会社 工場
 役職・氏名 動力課長

貴社のご担当者名をご記入ください。
 どなたがご記入いただいても結構です。

SOMPO リスクマネジメント株式会社
 インспекション部長

電気事業法施行規則第 7 3 条の 6 第 3 号又は第 9 4 条の 5 第 1 項第 4 号に規定する組織に係る審査基準

1. 法定自主検査の実施に係る組織

以下の事項について審査しなければならない。

1. 1 検査実施体制の構築

- ①法定自主検査実施組織が、検査実施体制を検査が一元的に管理される組織ごとに構築していること。
- ②使用前自主検査を行う場合は法第 5 1 条に基づき、定期自主検査を行う場合は法第 5 5 条に基づき、適切に検査を行うことができる実施体制が構築されていること。
- ③検査実施体制に電気工作物の種類に応じて必要な主任技術者が含まれていること。
- ④法定自主検査実施組織における役割分担、責任及び権限を明確にしていること。
なお、検査に協力事業者がいる場合には、設置者と協力事業者の相互関係を明確にしていること。
- ⑤法定自主検査実施組織は、検査の計画及び実施に関する審査及び承認を適切に実施していること。

1. 2 検査員の確保

- ①法定自主検査実施組織は、検査に従事する検査員の必要な教育又は訓練を受講又は経験しているものの中から、必要な数の検査員を確保していること。
- ②検査を適切に行うため、必要な数の検査員が必要な箇所へ配置されていること。

2. 検査の方法

以下の事項について審査しなければならない。

2. 1 検査に対する要求事項の明確化及びレビュー

法定自主検査実施組織は、検査を適切に行うために必要な要求事項を次の観点から明確に文書化するとともに、検査を行う前にその内容のレビューを完了していること。

2. 1. 1 要求事項の明確化

- ①検査に関連する法令要求事項
- ②明示されていないが、検査に不可欠な要求事項
- ③法定自主検査実施組織が必要と判断する追加要求事項

2. 1. 2 要求事項のレビュー

検査に対する要求事項が定められていること。

2. 2 測定機器等の管理

- ①法定自主検査実施組織は、実施すべき測定の方法を明確にしていること。また、そのために必要な測定機器を明確にしていること。
- ②法定自主検査実施組織は、①の測定方法に従い各検査を適切に実施していること。
- ③検査の判定に使用する測定機器に関し、次の事項を満たしていること。
 - a) 測定機器に関し適切な精度維持方法が定められ、かつ、その方法どおりに校正又は検証が確実に実施されていることを確認する。

- b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
- c) 校正の状態が明確にできる識別をする。
- d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
- e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。

④さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録していること。

⑤要求事項にかかわる測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した測定ができることを確認していること。

2. 3 検査計画の策定

検査の計画にあたっては、次の事項について該当するものを明確にすること。

- a) 具体的な検査の方法及び判定基準
- b) その検査実施に必要な検査員の配置や使用する測定機器等
- c) 検査の方法及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録

3. 工程管理

以下の事項について審査しなければならない。

3. 1 検査の完了確認

検査計画で決めた検査方法を満たし、検査がすべて完了していることを確認していること。

3. 2 不適合品の管理

①法定自主検査実施組織は、次のいずれかの方法で、不適合品が処理されていること。

- a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。
- b) 当該権限をもつ者が、特別採用によって、合格と判定することを許可する。ただし、当然のことながら、技術基準を満たしていないものを特別採用することはできない。
- c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。

②不適合品の記録及び、不適合品に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持していること。

③検査において不適合品に対して処置を施した場合には、技術基準への適合性を実証するための再検査を行っていること。

4. 検査において協力事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

審査機関は、協力事業者がある場合には、設置者が、当該事業者の管理に関する以下の事項を定めて実施し、記録していることについて審査しなければならない。

- ①協力事業者への要求事項
- ②協力事業者の選定、評価基準及びその結果
- ③協力事業者に委託する業務に対する検証要領
- ④協力事業者に委託した業務に対する検証結果

5. 検査記録の管理に関する事項

以下の事項について審査しなければならない。

5. 1 一般事項

- ①法定自主検査実施組織は、要求事項への適合の証拠を示すために、記録を作成し、保存していること。
- ②記録は、読みやすく、容易に識別可能で、検索可能であること。
- ③記録の保管、保護及び廃棄を実施していること。また、必要な期間保存していること。

5. 2 記録の作成

法定自主検査実施組織は、省令第73条の5又は省令第94条の4に基づき、検査の結果の記録として、次に掲げる事項を記載していること。

- a) 検査年月日
- b) 検査の対象
- c) 検査の方法
- d) 検査の結果
- e) 検査を実施した者の氏名
- f) 検査の結果に基づいて補修等の処置を講じたときは、その内容
- g) 法定自主検査の実施に係る組織
- h) 検査の実施に係る工程管理
- i) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- j) 検査記録の管理に関する事項
- k) 検査に係る教育訓練に関する事項

5. 3 記録の保存

法定自主検査実施組織は、検査の結果の記録について、5.2 a)から f)までに掲げる事項については5年間保存するものとし、g)から k)までに掲げる事項については、当該検査を行った後、法第51条第7項（法第55条第6項において準用する場合を含む。）の通知を受けるまでの期間保存するものであること。

6. 検査に係る教育訓練に関する事項

以下の事項について審査しなければならない。

6. 1 検査員の確保

- ①検査に従事する要員に必要な教育、訓練、経験を明確にする。
- ②必要な教育・訓練又は他の処置を確実に実施する。

6. 2 教育訓練記録の作成及び維持

教育、訓練、経験について該当する記録が作成され、保存されていること。